

令和4年12月1日

保護者様

中央区教育委員会
教育長 平 林 治 樹

季節性インフルエンザに伴う登校（園）許可証明書の取扱いの変更について

日頃から、本区の教育行政及び教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、これまでは、児童・生徒・園児がインフルエンザにり患し出席停止後に登校（園）を再開する場合、病状回復の確認とまん延防止の観点から、医療機関からの「登校（園）許可証明書」の提出をお願いしておりましたが、令和4年12月1日（木）以降は、「登校（園）許可証明書」の提出を不要といたします。

保護者の方々におかれましては、下記の点にご留意いただき、引き続きご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

記

1 変更理由

- (1) 治癒したばかりの児童・生徒・園児が「登校（園）許可証明書」を取得するために医療機関へ行くことによって、再度感染することを防ぐため。また、受診回数を減らすことによって、保護者の負担を軽減するため。
- (2) 文部科学省から、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応として、医療のひっ迫を避けるために、医療機関の発行する治癒の証明書を求めないこととする通知があったため。

2 今後の季節性インフルエンザにり患時の登校（園）再開について

学校保健安全法施行規則によれば、季節性インフルエンザにり患した場合は、「発症した後5日、かつ解熱した後2日（園児は3日）を経過」するまで出席停止期間となります。これを踏まえ、以下（1）から（3）までの流れで登校（園）を再開することができます。

- (1) 季節性インフルエンザにり患したら、学校（園）にその旨を電話等で伝えてください。その際に、登校（園）再開予定日も確認してください。
- (2) 家庭では出席停止期間中に毎日体温測定を行い、健康観察に努めてください。
- (3) 解熱までに日数を要した場合など、登校（園）再開予定日が予定よりも延びる場合は、再度学校（園）までご連絡ください。

3 その他

- (1) 季節性インフルエンザ以外の感染症にり患し出席停止となった場合は、これまでと同様に、医療機関からの「登校（園）許可証明書」を提出してください。
- (2) 本通知の裏面に「学校におけるインフルエンザ出席停止期間について」を記載しておりますので、出席停止期間の計算にお使ください。

（裏面に続く）

学校におけるインフルエンザ出席停止期間について

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日」となっています。
 (学校保健安全法施行規則第19条) **ただし園児の場合、「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日」となります。**
 最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。
 なお、発症当日は0日目となります。

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です。

【参考】この表は小中学生の出席停止期間を表しています。

	症 状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例1	発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可		
例2	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可		
例3	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可		
例4	発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可	
例5	発症後5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可

※発症後6日目以降に解熱した場合は、解熱した日によって出席停止期間が順次延長されます。

【問合せ先】

中央区教育委員会事務局学務課保健給食係
 電話番号：03-3546-5515